

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

東京都中野区

2 構造改革特別区域の名称

なかの I T 人材育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

東京都中野区の全域

4 構造改革特別区域の特性

中野区は 23 区の西部、武蔵野台地の東端に 15.59 平方キロメートルの面積を持っており、神田川、妙正寺川などが東西方向に流れている。高度経済成長期に急増した人口は逡減し、現在は 312,333 人（平成 21 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳と外国人登録の人口合計）となっている。人口密度は 23 区中で最も高く、世帯の半数以上は単身世帯で、他区に比べ 20 代の人口比率が高くなっている。住環境は、都心に近く交通の便が良いわりに、比較的安価な賃貸住宅が多いため、生活利便性がとても高く、あらゆる世代が暮らしやすい生活都市としての性格を色濃く表している。戦前から住宅地として発展してきたため、企業数は少なく、商業・サービス業などの第 3 次産業が全体の 8 割以上を占めている。

中野区基本構想では、「多彩なまちの魅力と支えあう区民の力」であふれるまちとして将来像を描き、その実現のため平成 18 年 1 月に「新しい中野をつくる 10 か年計画」を定めて戦略的に取り組みを進めている。中野駅北西に広がる警察大学校等移転跡地では、民間活力による新しいまちづくりが動き出しており、この区域を含む中野駅周辺地区が活気と賑わいのあふれる「中野の顔」としての役割が果たせるよう、都市基盤の整備と都市型産業の誘導など、産業の活性化のための施策を展開しているところである。

5 構造改革特別区域計画の意義

情報技術（I T）の高度化や情報化社会の進展に伴い、地域、企業における I T 人材の必要性、重要性が高まってきている。また、今後少子化が加速し、若年層の労働者人口が大幅に減少していくと予想されることから、職業能力開発を積極的に支援する取り組みが求められている。

そして中野区では、中野駅周辺など新たなまちづくりの進展にあわせ、区内産業の活性化を牽引していくような都市型産業の誘導など、産業新生のしかけづくりを進めているところである。

このような現状の中で、国家資格である基本情報技術者試験にかかる特例措置を活用し、多くの優秀なIT人材を育成・輩出していくことは、以下の2点において効果が期待できる。また、この効果は「新しい中野をつくる10か年計画」で掲げる「産業と人々の活力がみなぎるまち」の実現を促進していくことにつながるため、中野区において本計画を実施する意義は極めて大きい。

(1) 多様な雇用機会の創出（就業支援の推進）

本特例措置に基づく講座を開設することは、区内にIT人材を育成するための基盤を整備することであり、学生や求職者にとって職業能力開発の支援、進学や就職の一助となる。

(2) 産業新生のしかけづくり（IT・コンテンツや環境など都市型産業の誘導、産業教育環境の整備）

就業支援の推進により、多くの優秀なIT人材を供給していくことが可能となり、区内への新たな都市型産業の誘導や既存中小企業のIT化が促進され、区内経済の活性化を牽引していくことが期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置に基づく講座開設を予定する事業者においては、情報処理技術者の効果的な育成を図るための教育内容の整備が進められる。また、修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験免除により、受験者の効率的かつ体系的な学習が可能になるとともに、試験の負担が軽減される。

このことから、当該試験の合格率の向上及び合格者数の増加が期待でき、学生や求職者の資格取得を促進することが見込まれる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本特例措置に基づく講座開設事業を実施することで、基本情報技術者試験にかかる資格取得が促進されるとともに、職業能力開発を支援し、進学や就職の一助となる。

また、多くの優秀なIT人材を育成・輩出していくことは、IT・コンテンツなど都市型産業の誘導を促し、区内産業を活性化させ、地域経済を牽引していくことが期待できる。

さらに、多くの優秀なIT人材、企業、教育研究機関などが区内に集積していくことが予想され、彼らが地域へ参画していくことにより、地域社会の情報化・活性化が期待できる。

8 特定事業の名称

1132（1144、1146）

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 新しい中野をつくる10か年計画（平成18年1月策定、計画年度：平成17年度～平成26年度）より関連する事業を抜粋

- ① I-1 産業と人々の活力がみなぎるまち
活気とにぎわいのあふれる中野の顔づくり、産業新生のしかけづくり、産業教育環境の整備、多様な雇用機会の創出
- ② IV-1 自治のしくみが効果的に機能し、さまざまな担い手によって多様なサービスが展開するまち
皆に届くわかりやすい区政情報の提供
- ③ IV-2 「小さな区役所」で、質の高い行政を実現するまち
便利で利用しやすい行政サービスの拡充

(2) 中野区地域情報化推進計画（平成20年3月策定、計画年度：平成20年度～平成29年度）より関連する事業を抜粋

- ① 区民生活の情報化
区民一人ひとりが安心して生き活きと暮らしていくため、ICTを活用し、生活に必要な様々な手続きを簡単・便利に行なうことにより、時間の余裕を生み出すとともに、家族の安全を守っていくためのネットワークを整備していく。
- ② 地域社会の情報化
活力ある社会を形成し、豊かな区民生活を実現し、まちの活性化を図るためには、高齢者・障害者などを含めた全ての区民の社会参加は重要な意義がある。区ホームページ、地域コミュニケーションの情報基盤を連携させ、地域社会への区民参加を促進していく。
- ③ 行政の情報化
区民サービスの一層の向上のために、電子化による情報管理を計画的に移行し、効率的・効果的な事務処理を実現するシステムとして整備するとともに、区民への情報公開が一層円滑に実施できる環境の整備を進めていく。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業の規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

1132 (1144、1146)

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

学校法人 小山学園

専門学校 東京テクニカルカレッジ

所在地：〒164-8787 東京都中野区東中野4-2-3

※平成21年4月1日移転開設予定

(移転前所在地：〒186-0002 東京都国立市東1-15-5)

(2) 修了認定試験の提供者

日本C I W普及育成協議会 (J A C C)

所在地：〒104-0033 東京都中央区京橋1-11-8 西銀ビル

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「基本情報技術者試験講座」(C I W併用コース)

別添資料1「履修計画」のとおり

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

ア 民間資格試験「C I Wファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I Wアソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある認定講座に7割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

イ 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、日本C I W普及育成協議会 (J A C C) の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験は、日本C I W普及育成協議会 (J A C C) が作

成し、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）の審査によって認定された問題を使用し、実施するものとする。

イ 前項アに関連し、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。

ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。

エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が行うものとする。但し、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

オ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）に通知する。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：「C I Wアソシエイト」

試験科目：「C I Wファンデーション」

当該民間資格を取得するための試験の出題項目：表に示す通り。

	出題分野		出題項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	W e b コンセプト
		2	W e b サービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	e ビジネスの設計	1	e コマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー

	出題分野		出題項目
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネントⅠ
		2	サービス・コンポーネントⅡ
		3	サービス・コンポーネントⅢ
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTMLコーディングⅠ
		2	HTMLコーディングⅡ
		3	HTMLコーディングⅢ
		4	HTMLコーディングⅣ
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジーⅠ
		3	拡張言語テクノロジーⅡ

当該民間資格試験の使用言語：日本語

当該民間資格試験の提供開始日：2001年6月

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該認定講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものである。